



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *45 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課) 1
- *46 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (") 4
- *47 医療法施行細則の一部を改正する規則 (医務課) 4

○ 告示

- 1166 形質変更時要届出区域の指定 (環境管理課) 7
- 1167 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 7
- 1168 " (") 7
- 1169 " (") 7
- 1170 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) 8
- 1171 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (") 9
- 1172 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 9
- 1173 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (") 10
- 1174 " (") 10
- 1175 保安林の指定施業要件の変更 (") 10
- 1176 建設業法に基づく営業停止処分 (技術調査課) 11
- 1177 道路の位置の指定 (都市政策課) 11
- *1178 令和3年和歌山県告示第1067号(公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定)の一部改正 (建築住宅課) 12

○ 公告

- 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課) 12

規 則

和歌山県規則第45号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成12年和歌山県規則第125号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(医療機関等の指定申請書等) 第18条 施行規則第10条第2項、第4項及び第5項の申請書及び書類の様式は、それぞれ別記第47号様式及び別記第47号様式の2とする。 2 施行規則第10条の6第2項の申請書及び書類の様式は、それぞれ別記第48号様式及び別記第48号様式の2とする。	(医療機関等の指定申請書等) 第18条 施行規則第10条第1項の申請書及び書類の様式は、それぞれ別記第47号様式及び別記第47号様式の2とする。 2 施行規則第10条の6第1項の申請書及び書類の様式は、それぞれ別記第48号様式及び別記第48号様式の2とする。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社みらい	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2407番地の4	訪問看護ステーションピースフル たなべ	令和 5.10.1

和歌山県告示第1170号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマイチGARDEN紀伊川辺

和歌山県和歌山市川辺220番外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田茂

和歌山県和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階

株式会社ゴトウ洋服店 代表取締役 後藤均

和歌山県和歌山市本町三丁目27番地

3 変更事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 本体棟南側・外部①②棟東側・本体棟北側

収容台数 101台

(変更後) 位置 本体棟東側・外部①②棟東側・本体棟北側

収容台数 101台

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 本体棟北側2か所・外部②棟西側

容量 124.9m³

(変更後) 位置 本体棟北側6か所

容量 124.9m³

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

(変更後) 開店時刻 午前7時

閉店時刻 午前0時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時30分から午前0時30分まで

（変更後）午前6時30分から午前0時30分まで

4 変更年月日

(1) 及び (2) 令和6年5月26日

(3) 及び (4) 令和5年11月1日

5 変更理由

店舗リニューアルのため

6 届出年月日

令和5年9月25日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年10月13日から令和6年2月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1171号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール和歌山

和歌山県和歌山市中字楠谷573番地

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和5年和歌山県告示第649号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和5年10月13日から同年11月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1172号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法